

定例会5月会議

定例会5月会議は、5月31日に開会されました。

会議では、条例の制定・一部改正、補正予算など町長提出の7件を審議し、いずれも原案のとおり可決し、1件の報告を受けました。

■条例の制定（2件）

○半島地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税条例の制定

【制定内容】

事業者が設備の取得、建設、改修等を行う場合に、国税・地方税の優遇措置を受けることができる計画が認定されたことから、産業振興を図ることを目的に制定。

○グラスボート管理条例の制定

【制定内容】

岩部海岸を新たな観光資源とするために建造されたクルーズ船の管理運営条例。

■条例の一部改正（4件）

○町税条例の一部改正

【改正内容】

地方税法等の一部改正に伴う、個人町民税、軽自動車税に係る控除・軽減等の一部改正。

○国民健康保険条例の一部改正

【改正内容】

国民健康保険法施行令の一部改正に伴う、課税限度額、低所得者の軽減拡充の一部改正。

○介護保険条例の一部改正

【改正内容】

介護保険法施行令等の施行に伴う、低所得者の保険料軽減率の一部改正。

○指定居宅サービス等の事業

の人員、設備・運営基準等の一部を改正する省令等に基づく関係条例の整理

【改正内容】

国の基準改正に伴う、次の3本の条例の一部改正。

・福島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備・運営基準条例

・指定地域密着型介護予防

サービスの事業の人員、設備・運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法基準条例

・福島町指定介護予防支援等の事業の人員・運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法基準条例

補正予算の内容

■一般会計補正予算（第1号）

3千5百43万5千円を追加し、総額37億9千5百4万3千円となりました。

補正予算の主な内容は、次のとおりです。

○林内作業道整備事業費

2,100万円

○プレミアム付商品券（消費税増税対策分）事業費

1,413万5千円



採決に参加する杉村議員

文書質問

新緑公園の管理について 質問者：川村明雄議員

【質問】 新緑公園の池の鯉が今年全滅したと聞いたが、冬期間の管理方法にどんな問題があったのか？公園や池、鯉に癒されてきた町民も多く、清掃も含め早急な復元を試みてほしい。また、池の水車が正常に回転するように調整、さらにベンチの板が剥離して釘がむき出しになっている危険個所の補修は直ちに行うべき。さらに、新遊具も整備されているのでホームページの更改をしては。

【回答】 鯉は補充・清掃し、ベンチ修理を発注している。

新緑公園の池の鯉は、冬期に水車上部の池が漏水し、FRP製の水槽で対応したが、冷気の影響を完全に防げず全滅した。新しい鯉はすでに補充済みで、開園に合せ池等の清掃を実施し、ベンチ等の施設についても修理を発注した。ホームページも更新していく。

文書質問

5月4・5日に開催された朝市の評価は

質問者：川村明雄議員



【質問】 チラシを見る限り、2日間午前10時から午後4時までの日程で朝市が開催されると思っていたが、実態は、町の観光PRは4日のみ、2日目は朝市実行委員会の1店のみの出店だった。天候が良かっただけに、来場者に喜んで貰える対応があればと感じた。アワビの串刺しも販売されたが、好評とは言い難いものであり、@500円の再考、シイタケの増が求められていた。どのような検討から設定され、どう評価されているか。販売収支・数量、売れ残り処分、対応予算、朝市実行委員会と町の連携など、どのような結果だったか。

【回答】 GW期間中の開催は、今後の検討事項としていきたい。

4月17日開催の朝市実行委員会で決定し、農産物を用意できる会員が出店することとなった。チラシで周知していたとおり商品が無くなり次第終了ということで案内しており両日ともお昼すぎの閉店となった。町の観光PRは、朝市とは関係なく、5月1日から4日までの予定どおり終了した。観光PRブースでは、アワビとシイタケの串焼きや、スルメ、青の洞窟サイダーなどの販売も行ったが、GW期間中に開催されたことのないイベントであり、今後、検討していきたい。朝市実行委員会と町の関係は、実行委員会の中で役割分担を協議し、町はテント設営と撤去、チラシの各戸配布によるPRを担当し、販売は実行委員会会員の自主性にゆだねていた。

井戸水から水道水への切り替え対策は

質問者：川村明雄議員

【質問】 1 簡易水道の給水率（戸数率） 2 井戸水のみを生活用水としている世帯数
3 簡易水道と井戸水を併用している世帯数
4 昨年9月のブラックアウトで何らかの支障を受けた井戸水使用世帯数を伺う。

本年4月から簡易水道に移行されたが、掘り抜き井戸水を選択、あるいは水道水の配水管が敷設されていない世帯や水道水と併用する方もいると思う。水道水の利活用を望んでいる方もいるが、配水管の敷設や給水補助制度、井戸水から水道水への切り替え融資制度等を検討してはどうか。

また、井戸水から水道への切り替え希望者の調査をしてはどうか。

【回答】 受益者負担が原則、新たな補助・融資制度は、考えていない。

- 1 95.2%
- 2 正確な調査は実施していないが、80戸程度と捉えている。
- 3 7戸
- 4 調査は実施していない。

井戸水から水道水への変更対策については、簡易水道へ制度移行しても、引き続き公営企業会計として運営されており、受益者負担が基本原則であることから、新たな補助制度・融資制度等は、既設の加入者との均衡の観点からも考えていない。

また、井戸水から水道への切り替え希望者の調査も考えていない。